

約 款 集

個人情報保護方針
最 良 執 行 方 針



香川証券株式会社
金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号

当社の勧誘方針

当社は、お客さまへの勧誘にあたりまして、以下の方針で臨ませていただきます。

- 法令等を遵守することを最優先するとともに、お客さまのご意向と実情に沿った商品を提供するよう努めさせていただきます。
- お客さまに商品の内容、取引の仕組及び投資リスクについてご理解いただけますよう適切な説明に努めさせていただきます。
- お客さまの信頼の確保を第一義とし、お客さま本位の勧誘に徹します。
- お客さまがご迷惑となる時間帯における勧誘は行わないようにいたします。勧誘がご迷惑なときには、その旨担当者にお申しつけくださいますようお願ひいたします。
- お客さまに対し適切な勧誘が行われますよう、役職員に十分な研修を行い、お客さまの信頼とご期待にお応えできるよう努めさせていただきます。
- お客さまのご判断と責任においてお取引が行われますよう、お客さまに対して適切な情報の提供に努めさせていただきます。
- お客さまへの勧誘方法またはお取引について、お気づきの点がございましたら、取扱店までご連絡をお願いいたします。

香川証券株式会社

目 次

個人情報保護方針	1
最良執行方針	5
香川の証券総合取引約款	
第 1 章 証券総合取引	8
第 2 章 証券総合口座サービスの利用	8
第 3 章 日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の契約	9
第 4 章 有価証券の保護預り取引	11
第 5 章 株式等振替決済取引	13
第 6 章 国債振替決済取引	24
第 7 章 一般債振替決済取引	26
第 8 章 短期社債等振替決済取引	28
第 9 章 投資信託受益権振替決済取引	30
第1 0 章 投資信託の累積投資取引	33
第1 1 章 香川の投信積立プランの契約	34
第1 2 章 国内外貨建債券取引	35
第1 3 章 振込先指定方式の利用	35
第1 4 章 雜　　則	36
外国証券取引口座約款	
第 1 章 総　　則	39
第 2 章 外国証券の国内委託取引	39
第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引 並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	42
第 4 章 雜　　則	44
外国証券に係る企業内容等の開示について	
特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款	47
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	50
特定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書	51
特定管理口座約款	52
特定非課税累積投資に関する約款	53
香川のネットdeらくだ取扱約款	58
電子交付閲覧サービスに関する約款	60

個人情報保護方針

個人情報保護宣言

2017年5月30日

香川証券株式会社

香川証券株式会社は、個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組みについて、以下のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。

1. 関係法令等の遵守

個人情報等の保護に関する関係諸法令、その他の規範を遵守いたします。

個人情報等の保護に関する取組みについて継続的な改善に努めてまいります。

2. 個人情報の収集

個人情報の収集に際しては、利用目的を明らかにし、所定の社内規程を遵守し、適正に取り扱います。

3. 個人情報等の利用および第三者への提供

取得した個人情報は、利用目的の範囲内において取り扱います。

あらかじめご本人の同意を得た場合や法令等により例外として取り扱われる場合を除き、第三者へ提供いたしません。

なお、個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

4. 個人情報等の管理体制

取得した個人情報等は、常に正確かつ最新の内容を保つよう努めます。

個人情報等の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員および委託先の適切な監督を行ってまいります。

5. 開示請求等への対応

保有個人データについて開示、訂正、利用停止等のご請求があった場合、ご本人であることを確認のうえ、必要な手続きについてご案内いたします。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等につきましては、適切かつ迅速に対応いたします。

なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

当社の個人情報保護宣言に基づき、お客様の個人情報保護につきまして、以下のように方針を定めます。

1. 個人情報の取得について

当社は、金融商品取引業、金融商品取引業付随業務、その他金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができるその他の業務を営んでおります。当社では、口座開設時、ご契約時、各種サービスのご登録時、投資・資産運用のコンサルティング時などを通じて、お客さまから個人情報の提供をお願いすることができます。

◇例えば、以下のような個人情報の提供をお願いすることがあります。

- ・郵便番号、住所、氏名、電話番号、電子メールのアドレス
- ・生年月日、年齢、性別、家族構成
- ・仕事内容、勤務先に関する情報、収入、保有資産等の状況
- ・購読されている雑誌・新聞、利用しているサービス
- ・興味をお持ちの情報や分野、趣味、その他

また、当社は、以下の方法によりお客さまの個人情報を取得することができます。

- ・データベースサービス事業者等の第三者からの取得
- ・音声の録音、画像の録画、電子メールの受信等による取得
- ・官報、新聞、雑誌、インターネット等に掲載された情報からの取得

2. 個人情報等の利用目的について

ご提供いただいた個人情報は、お客さまがお受けになるサービスの提供や当社業務の範囲内に限り利用いたします。なお、各種請求書や契約書等に利用目的が明示されている場合は、当該利用目的にしたがって利用いたします。

◇ご提供いただいた個人情報は、例えば以下のような場合に利用いたします。

- ・金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内のため
- ・当社の関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売・サービスのご案内を行うため
- ・適合性の原則に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- ・お客さまご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため
- ・お客さまに対し、お取引結果、お預り残高などの報告を行うため
- ・お客さまとのお取引に関する事務を行うため
- ・市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

また、当社は「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に基づき、機微情報〔要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及びに性生活に関する情報をいいます〕については、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。

なお、個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り使用いたします。

3. 個人情報等の利用について

当社が取得したお客さまに関する個人情報は、あらかじめお客さまからご同意をいただいた場合の他、法令の規定あるいは公共の利益を保護するために必要な場合、当社とお客さまの権利・財産・安全などを保護・防御するために必要であると合理的に判断できる場合等を除いて、前項に定めた利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱うことはありません。なお、個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

4. 個人情報等の管理体制

(1) 個人情報等の正確性の確保

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常にお客さまの個人情報等を正確かつ最新の状

態に維持管理するように努めます。上記目的のため、当社はお客さまに正確かつ最新の個人情報の提供をお願いすることがあります。

(2) 安全管理措置の実施

当社は、お客さまの個人情報等の漏洩、滅失または毀損の防止のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置を常に講じてまいります。その主な内容につきましては、下記をご覧ください。

https://www.kagawa-sc.co.jp/compliance/privacy_safety.html

(3) 役職員の監督

当社は、当社の役職員にお客さまの個人情報等を取扱わせる場合は、当該個人情報等の安全管理が図られるよう適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行うよう努めてまいります。

5. 業務委託先への個人情報等の提供

当社は、以下のような場合において、業務の一部を外部へ委託し、必要な個人情報等を業務委託先に提供する場合があります。委託する場合には、当該委託先においても当該個人情報等の安全管理が適切に図られるよう、その委託先に対して必要かつ適切な監督を行うよう努めてまいります。

- ・お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- ・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・業務に関する帳簿書類を保管する業務

6. 個人情報の第三者への提供について

当社が取得したお客さまに関する個人情報は、あらかじめお客さまからご同意をいただいた場合の他、利用目的達成のために委託する場合、法令の規定あるいは公共の利益を保護するために必要な場合、当社とお客さまの権利・財産・安全などを保護・防衛するために必要であると合理的に判断できる場合等を除いて第三者へ開示・提供はいたしません。

※外国当局又は保管機関等からお客さまの個人データについて提供の要請を受けた場合に、同意取得時点において提供先となる外国にある第三者を特定することができず、事後的に提供先の第三者を特定できたときは、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

https://www.kagawa-sc.co.jp/compliance/privacy_foreign.html

7. 個人情報の共同利用

当社は以下の通り、当社の関連会社、提携会社など特定の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用する場合があります。

(1) 共同利用するお客さまの個人情報項目

- ・氏名、住所、生年月日、電話番号、仕事内容、お取引のニーズ等のお客さまに関する情報
- ・お取引内容、お預り残高等のお客さまのお取引に関する情報

(2) 共同利用者の範囲

現在、当社において共同利用者はありません。お客さまの個人情報を共同で利用する場合には、あらかじめ当社のホームページ等を通じてお客さまにお知らせいたします。

(3) 利用目的

- ・お客さまへの利便性向上、投資・資産運用等の総合的なサービスの提供、およびそれらサービスの健全な運営のため
- ・当社のコンプライアンス、リスクの管理等の経営管理、内部管理の適切な運営のため

- (4) 管理責任者
香川証券株式会社

8. 保有個人データに関する開示等請求手続き

当社の保有個人データに関する開示、訂正、利用停止などが必要な場合は、当社営業部店または本社管理部（電話087-851-8631）までご請求ください。請求者がご本人であることを確認いたしましたうえで、必要な手続きについてご案内いたします。なお、保有個人データの開示に関するご請求につきましては、1件につき1,100円（消費税込み）を請求させていただきます。なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

9. 個人情報等の取扱いに関する相談窓口

個人情報等の取扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきましては、下記相談窓口までご連絡ください。

- (1) 当社相談窓口
香川証券株式会社 本社管理部 電話番号：087-851-8631
- (2) 認定個人情報保護団体相談窓口
日本証券業協会 個人情報相談室 電話番号：03-6665-6784

10. 個人情報保護方針の公表方法等

当社の「個人情報保護方針」は、当社ホームページへの掲載、事務所におけるポスター掲示、パンフレットの配布等により公表いたします。

また、当社は、「個人情報保護方針」の全部または一部を予告なく改訂することがあります。

重要な変更がある場合には、当社のホームページ等を通じて変更内容等を一定期間掲載いたします。

以上

最良執行方針

2005年3月制定

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。当社では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法及びこの方法を選択する理由

当社においては、お客さまからいただいた注文に対し、お客さまから取引の執行に関する特別なご指示がない場合につきましては、委託注文として取次ぎます。

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されること、また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されること、また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されることから、上場株券等にかかる注文は、原則としてすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぎます。

ただし、金融商品取引所市場の状況、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案した結果、金融商品取引所市場に取り次ぐことがお客さまのニーズに合致するとは限らないと考えられる場合には、当社が直接の取引の相手となる方法、取引所外売買、私設取引システム（PTS）等、事前にお客さまと合意した方法により執行いたします。

① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場されている金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文は、金融商品取引所市場の売買立会が再開された後に取り次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(ア) 一箇所の金融商品取引所市場に上場（単独上場）されている場合には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

(イ) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店で御覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により選定されたものです。（以下、「主市場」と呼びます。））に取次ぎます。

PTSを含め複数の金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行になり得ると考えられます。当社ではこのような執行を行うためにはシステム開発等を行う必要がありますが、これによってお客様が得られるであろう効果および影響を当社内で検討した結果、現段階ではPTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたします。

なお、主市場の具体的な内容は、当社ホームページ（<https://www.kagawa-sc.co.jp>）で掲載するほか、当社の本支店にお問い合わせいただければ、その内容をお伝えいたします。

ただし、次のような場合には主市場に取次ぎがない場合がございます。

(a) 現物の取引及び制度信用取引・一般信用取引の買い建ちまたは売り建ちの有効期限が指定された注文をお受けしている期間中に主市場が変更された場合で、主市場が変更される都度、大量注文の再入力等の対応を行うことで発生するコストの急増や執行の遅延等により、再入力等の対応を行わない場合と比較して、お客様にとって最良執行の効果が損なわれると当社が判断した場合には、当該注文について受注当初の主市場での執行を継続いたします。

なお、お客様からご指示があれば、変更後の主市場に取次ぎます。

(b) 制度信用取引はその制度上、新規建てと反対売買とを同一市場で行います。したがいまして、反対売買を行う時点で主市場が変更されていても、反対売買は新規建てと同一市場で執行いたします。また、お客様からご指示があっても、新規建てと同一市場以外での反対売買の執行はお受けできません。

(c) 一般信用取引についても、新規建てと反対売買とを同一市場で行います。したがいまして、反対売買を行う時点で主市場が変更されていても、反対売買は新規建てと同一市場で執行いたします。また、お客様からご指示があっても、新規建てと同一市場以外での反対売買の執行はお受けできません。

(ウ) (ア)または(イ)により選定された金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていない場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎ契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄につきましては、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。また、お客様からいただいた売却注文を、注文の集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されることから、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがございます。

3. その他

(1) 次に掲げる取引につきましては、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

① お客さまから執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引は、当該ご指示いただいた方法により執行いたします。

② 投資一任契約等に基づく取引は、当該契約等においてお客さまから委任された範囲内において当社が選定する方法により執行いたします。

③ 端株及び単元未満株の取引は、端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法により執行いたします。

④ 適格機関投資家等から、あらかじめ同意を得た場合の取引は、受注の際に自己・委託の別を、あらかじめ明示しないで執行することがございます。その場合には、事前にお客さまと合意した方法、あるいは、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して当社が最良と判断する方法により執行いたします。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

(3) 実施日

2005年4月1日

(4) 2007年9月30日 金融商品取引法施行に伴い改訂

(5) 2008年3月31日 改訂

(6) 2018年4月2日 改訂

(7) 2023年12月29日 改訂

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがいまして、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上

香川の証券総合取引約款

第1章 証券総合取引

第1条 約款の趣旨

この約款は、有価証券の保護預り取引、株式等振替決済取引、国債振替決済取引、一般債振替決済取引、短期社債等振替決済取引、投資信託受益権振替決済取引、投資信託の累積投資取引、香川の投信積立プランの契約及び国内外貨建債券取引又はそれらを組み合せた取引（以下「証券総合取引」といいます。）について、お客様と香川証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 証券総合取引の利用

- (1) お客様は、この約款に基づいて次の①から⑩に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。
- ① 第4章に定める有価証券の保護預り取引
 - ② 第5章に定める株式等振替決済取引
 - ③ 第6章に定める国債振替決済取引
 - ④ 第7章に定める一般債振替決済取引
 - ⑤ 第8章に定める短期社債等振替決済取引
 - ⑥ 第9章に定める投資信託受益権振替決済取引
 - ⑦ 第10章に定める投資信託の累積投資取引
 - ⑧ 第11章に定める香川の投信積立プランの契約
 - ⑨ 第12章に定める国内外貨建債券取引
 - ⑩ 有価証券、その他当社において取扱う証券から発生する利金・分配金を第10章に定める投資信託の累積投資コースへ入金する取引
- (2) お客様は、上記（1）⑩の取引については、次の①から②に掲げる取扱方法によりご利用いただけます。
- ① 有価証券、その他当社において取扱う証券から発生する配当金・利金・分配金で第2章に定める日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）（以下「日本MRF」といいます。）を自動取得する方法
 - ② 外国株式の配当金、外国債券の利金及び外国投資信託の分配金（いずれも外国通貨で表示されるもの）を外貨建MMF（マネー・マネージメント・ファンド）へ入金する方法
- (3) 上記（2）の変更に当たっては、お客様は所定の手続きによって、あらかじめ当社にお申出いただきます。

第3条 申込方法等

- (1) お客様は、当社所定の手続きにより申込むものとし、当社が、承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。
- (2) 第2条（2）の取扱方法を変更する場合において、新たに第10章に定める投資信託の累積投資取引を開始するときは、上記（1）の手続きに準じて当社にお申出いた

だきます。

- (3) お客様が、上記（1）のお申込みをされる場合には、原則として次の①から③のお申込みを同時にしていただきます。
- ① 第2章に定める証券総合口座サービスの利用
 - ② 第3章に定める日本MRFの契約
 - ③ 第13章に定める振込先指定方式の利用
- (4) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記（1）のお申込みの際に、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

第3条の2 共通番号の届出

お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、証券総合取引口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条 届出事項

お客様は、証券総合取引の申込時などに氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、改めてお届出いただく必要はありません。

第5条 既存取引等の継続

お客様が、証券総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている第2条及び第3条（3）に掲げる取引及び取扱いは、継続して本章に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。

なお、第2条（2）の累積投資コースの入金の方法については、申込書により指定された場合はその取扱いとなります。

第2章 証券総合口座サービスの利用

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様（個人のお客様に限ります。）と当社との間の証券総合口座（以下「本口座」といいます。）の取扱いに関する取決めです。

第2条 本口座の利用

お客様は、当社所定の手続きにより申込むものとし、当社が承諾した場合に本口座を利用できます。

第3条 日本MRFの口座設定

お客様は、本口座の申込時に、第3章「日本MRFの契約」に定める日本MRF口座を設定していただくものとします。

第4条 ご入金、ご出金、日本MRFの自動取得・換金

次の(1)から(4)に定める日本MRFの取得の時期・価額・キャッシング及び換金については、第3章「日本MRFの契約」によるものとします。

(1) ご入金の取扱い

- ① お客様が、金銭を当社に払込む場合、特にお客様よりお申出がない限り、日本MRFの自動取得を行います。
- ② お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日前日までに受入れたものについては、特にお客様よりお申出がない限り、日本MRFの自動取得を行います。
- ③ 有価証券等の買付代金等を超える額の払込金については、その差額分について、特にお客様よりお申出がない限り、日本MRFの自動取得を行います。

(2) ご出金の取扱い

お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合は、原則として有価証券その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の取引等によるお預り金（以下「お預り金」といいます。）を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行い、その差額分について当日の受取りを希望する場合は、日本MRFのキャッシング（即日引出）のお申込みがあったものとして取扱い、翌営業日の受取りを希望する場合は日本MRFの換金のお申込みがあったものとして取扱います。

(3) 有価証券等の取引による日本MRFの自動取得・自動換金の取扱い

① 日本MRFの自動取得

お預り金については、特にお客様よりお申出がない限り、日本MRFの取得申込があったものとして取扱い、当社は、売却代金、償還金及び果実等の支払開始日に日本MRFをお客様に代わって取得します。

② 日本MRFの自動換金

有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込みが必要となる場合は、払込期日の前営業日に、日本MRFの換金のお申込みがあったものとして取扱い、当社は払込期日の前営業日に日本MRFの換金を行います。

なお、日本MRFの証券残高が当該金銭に満たない場合は日本MRFの証券残高を全て換金するものとします。（ただし、再投資前の分配金は除きます。）

③ 日本MRFの自動取得・換金の例外的取扱い

信用取引等の口座を開設している場合は、上記①及び②の取扱いを行いません。

(4) お客様の取引状況等によっては、上記(1)、(2)及び(3)の定めと異なる取扱いをすることがあります。

第5条 本口座の取扱内容等の変更

当社は、お客様に通知することなく、本口座の取扱内容を変更することができます。

第6条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第7条 その他

本章に定めがないときには、第3章「日本MRFの契約」、第4章「有価証券の保護預り取引」、第5章「株式等振替決済取引」、第6章「国債振替決済取引」、第7章「一般債振替決済取引」、第8章「短期社債等振替決済取引」、第9章「投資信託受益権振替決済取引」、第10章「投資信託の累積投資取引」、第11章「香川の投信積立プランの契約」、第12章「国内外貨建債券取引」及び「外国証券取引口座約款」等によるものとします。

第3章 日本MRF

（マネー・リザーブ・ファンド）の契約

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様（個人のお客様に限ります。）と当社との間の日本MRF受益権の累積投資に関する取決めです。

当社は、本章に従って日本MRFの累積投資契約をお客様と締結します。

第2条 申込方法

- (1) お客様は、当社所定の手続きによりこの契約を申込むものとします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MRF累積投資口座を開設します。

第3条 金銭の払込み

お客様は、日本MRFの買付けにあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

第4条 取得時期・価額

- (1) 当社は、お客様から取得のお申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日本MRFをお客様に代わって取得します。

- ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回っているときは、取得のお申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限ります。
- (2) 上記（1）の取得価額は、取得日の前日の基準価額とします。
 - (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、上記（1）及び（2）の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）に復した計算日の基準価額により、原則、当該計算日の翌日に、日本MRFをお客様に代わって取得します。
 - (4) 取得された日本MRFの所有権ならびにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

第5条 有価証券の保管

本章によって取得された日本MRFは、株式会社証券保管振替機構の振替口座簿等への記載又は記録により管理します。

第6条 果実の再投資

- (1) 第5条の保管に係る日本MRFの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、日本MRFをお客様に代わって取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、上記（1）の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、日本MRFをお客様に代わって取得します。

第7条 返 還

- (1) お客様は、自己の所有する日本MRFを正午以前のお申し入れ、かつ申込日の受け取りをお申し出されたときは、当日を、正午を過ぎてお申入れ、また正午以前のお申入れであっても、翌営業日の受け取りをお申し出されたときは、翌営業日を支払日に（受渡日）といたします。この場合、当該請求に係る日本MRFについては、受渡日の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。

- (2) 返還請求の対象はこの契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。
- (3) 上記（1）の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとします。

第8条 自動取得・自動換金

- (1) お客様の証券総合取引において、その売却代金等の全部又は一部をもって、自動的に日本MRFを買付けます。
- (2) お客様の証券総合取引において、その買付代金等の全部又は一部に、日本MRFの全部又は一部を自動的に換金することで充当します。

第9条 キャッシング（即日引出）

お客様は、第7条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の①から⑤の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

- ① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、日本MRFの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MRFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。
- ② 上記①の返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \frac{\text{返還請求日のお客様の所有口数}}{\times \text{返還請求日前日の基準価額}}$$

- ③ 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する日本MRFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、第7条の換金手続きを行います。
- ④ 上記③の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、キャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に、貸出金利として当社がもらい受けます。

$$\text{貸出金利} = \frac{\text{解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実} - \text{源泉税相当額}}{\text{（なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。）}}$$

- ⑤ 当社は、上記③の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったと

きは、上記③の換金手続きに基づく金銭と上記①のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。

第10条 報 告

お客様の日本MRFの取引に係るお客様への報告は取引残高報告書を通じて行います。

ただし、再投資の取引のみの場合は当該報告を行わない場合があります。

第11条 契約の解除及び届出事項の変更等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第12条 その他

当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

第4章 有価証券の保護預り取引

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条 保護預り証券

(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）

第2条第1項各号に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は、都合によりお預りしないことがあります。

(2) 当社は、上記（1）によるほか、お預りした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。

(3) 本章の規定に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条 保護預り証券の保管方法及び保管場所

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次の①から④のとおりお預りします。

① 保護預り証券については、当社が定める保管場所において安全確実に保管します。

② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。

③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特に申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管

することができます。

④ 上記③による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条 混合保管等に関する同意事項

第3条の規定により混合して保管する証券については、次の①及び②の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

第5条 混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い

混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第6条 保護預り証券の口座処理

(1) 保護預り証券は、原則同一口座でお預りします。

(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(3) お客様のご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続きを行う場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

第7条 担保に係る処理

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、所定の方法により行います。

第8条 お客様への連絡事項

(1) 当社は、保護預り証券について、次の①から③の事項をお客様にお知らせします。

- ① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
- ② 混合保管中の債券について、第5条の規定に基づき決定された償還額
- ③ 最終償還期限

(2) 残高照合のための報告は、1年に1回（信用取引、金

商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引のある場合は、四半期に1回以上（信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の未決済建玉がある場合は毎月）、法律の定めるところにより残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書により行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに本社検査部にご連絡ください。

- (3) 当社は、上記（2）の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの上記（2）に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- (4) 当社は、上記（2）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記（2）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第9条 名義書換等の手続きの代行等

- (1) 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
- (2) 上記（1）の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。

第10条 償還金等の代理受領

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。

第11条 保護預り証券の返還

保護預り証券の返還をご請求になるときは、所定の方法によりお手続きください。

第12条 保護預り証券の返還に準ずる取扱い

当社は、次の①から③の場合には第11条の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- ① 保護預り証券を売却される場合
- ② 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③ 当社が第10条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第13条 料 金

当社は、本章の保護預りについて所定の料金を申し受けます。

第14条 公示催告等の調査等の免除

当社は、保護預り証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知は行いません。

第15条 特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の施行に伴い、お客様が本章に基づき当社に寄託している有価証券のうち発行体が電子化に同意したもの（特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債等に該当するもの。以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている次の①及び②に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに③から⑤に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（振替法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、本章によらず、振替法その他の関係法令及び

機構の業務規程その他の定めに基づき、「第7章 一般債権決済取引」の規定により管理すること

第16条 特例投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

振替法の施行に伴い、お客様が本章に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の①から⑤に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出等）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ② 上記①の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、上記①に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、本章によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、「第5章 株式等振替決済取引」及び「第9章 投資信託受益権振替決済取引」の規定により管理すること

第17条 振替決済制度への転換に伴う口座開設

振替法に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券については、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとして手続きさせていただきます。この場合、この約款の交付等をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第18条 振替法の施行に伴う手続き等に関する同意

当社は、振替法の施行に伴い、お客様が本章に基づき当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（平成21年1月5日廃止）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下、本条において同じ。）に該当するものについて、次の①から⑨に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替法の施行日（以下「施行日」といいます。）の

2カ月前の応当日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないことがあること

- ② 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間、お預りした株券等を返還しないこと
- ③ 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと
- ④ 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。お預りしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること
- ⑤ 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項）を機構に通知すること
- ⑥ 当社が上記⑤に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
- ⑦ お客様の住所、氏名等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、上記⑤の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
- ⑧ 当社が上記⑤に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等に係る処理に利用すること
- ⑨ 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと

第19条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第5章 株式等振替決済取引

第1条 本章の趣旨

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社を開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第2条 振替決済口座

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として

- 当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）を別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

第3条 振替決済口座の開設

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。
- (3) 振替決済口座は、本章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第4条 当社への届出事項

- (1) 当社所定の手続き時にお申込みされた氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。
- (2) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、上記（1）のお申込みの際に、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

第5条 加入者情報の取扱いに関する同意

当社は、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第5条の2 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意

当社が第5条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第5条の3 有価証券信託受益証券に係る受益者の加入者情報等の取り扱い

当社は、有価証券信託受益証券（以下「JDR」といいます。）のうち、米国籍の外国ETF・外国株式等を受託有価証券（信託財産）とするJDRについては、日米租税条約に定める軽減税率の適用を受けるため、当該JDRの受託者に対して、権利確定日における受益者の氏名又は名称、住所、口座、受益者の有するJDRの銘柄及び数量その他必要な事項を提供することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

ただし情報の提供は、軽減税率適用申請が可能な場合に限り、また当該軽減税率が適用されることを保証するものではありません。

第6条 共通番号情報の取扱いに関する同意

当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出

- (1) 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- (2) 上記（1）の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- ① 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第31条において「総株主通知等」といいます。）
- ② 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
- ③ 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第21条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

第8条 発行者に対する振替決済口座の所在の通知

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第9条 振替制度で指定されていない文字の取扱い

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第10条 振替の申請

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の①から③に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他の機構が定めるもの
 - ③ 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が指定する日までに、次の①から⑧に掲げる事項を所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録されるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録されるのが保有欄か質権欄かの別
 - ③ 上記②の振替決済口座において減少の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録されるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - ④ 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - ⑤ 振替先口座
 - ⑥ 振替先口座において増加の記載又は記録されるのが保有欄か質権欄かの別
 - ⑦ 上記⑥の口座において増加の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接

外国人であること等

⑧ 振替を行う日

- (3) 上記（2）①の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記（2）⑤の提示は必要ありません。また、上記（2）⑥については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」としてご提示ください。
- (5) 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、上記（1）から（4）の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があつたものとして取扱います。
- (6) 上記（2）の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を上記（2）⑤の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第11条 他の口座管理機関への振替

- (1) 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している支店又は営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 上記（1）において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ所定の振替依頼書によりお申込みください。

第12条 担保の設定

お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、所定の手続きにより振替を行います。

第13条 登録質権者となるべき旨のお申出

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第14条 担保株式等の取扱い

- (1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受

益権について、当社に対し、特別株主のお申出、特別投資主のお申出、特別優先出資者のお申出又は特別受益者のお申出をすることができます。

(2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録が無くなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第15条 担保設定者となるべき旨のお申出

(1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨のお申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は登録株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨のお申出の取次ぎを請求することができます。

(2) お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨のお申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特

別受益者となるべき旨のお申出の取次ぎを請求することができます。

第15条の2 権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約

(1) 当社（被フェイル参加者である岡三証券株式会社を含む。以下同じ。）が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済时限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しがおこなわれないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の①から⑦に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること
- ② 上記①のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（上記①のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号③において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
- ③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
- ④ 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなつた上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
- ⑤ お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を上記④記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
- ⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
- ⑦ 上記④及び⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社

及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また上記⑥の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借り入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

(2) 次の①から⑧に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方で発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返済することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

- ① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別精算開始の申立てがあったとき
 - ② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
 - ③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - ④ 支払を停止したとき
 - ⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき
 - ⑥ 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - ⑧ 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき
- (3) 上記(1)及び(2)に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。
- (4) お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
- (5) お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、上記(1)から(4)、次の(6)及び(7)の取扱いが優先して適用されます。ただしこれらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申出することができます。
- (6) 上記(1)に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなっ

た上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株式等について、上記(1)の⑤に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：上記(1)に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供いたします。）

(7) 上記(6)にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第16条 信託の受託者である場合の取扱い

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第17条 振替先口座等の照会

- (1) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (2) お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (3) お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第18条 振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い

- (1) お客様は、その振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
- (2) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替

新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第19条 振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い

お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第20条 振替株式等の発行者である場合の取扱い

- (1) お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録されているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請することができます。
- (2) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新株投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新株投資口予約権者の通知をしていただきます。

第21条 個別株主通知等の取扱い

- (1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知のお申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

第22条 単元未満株式の買取請求等

- (1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請

求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

- (2) 上記（1）の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- (3) お客様は、上記（1）の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- (4) お客様は、上記（1）の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- (5) お客様は、上記（1）の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

第23条 会社の組織再編等に係る手続き

- (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。
- (2) 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

第23条の2 振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き

- (1) 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- (2) 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又減少の記載又は記録を行います。

第23条の3 振替受益権の併合等に係る手続き

- (1) 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
- (2) 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記

載又は記録を行います。

第23条の4 振替上場投資信託受益権等の抹消手続き

- (1) 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わって手続きさせていただきます。
- (2) 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

第24条 配当金等に関する取扱い

- (1) お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して上記（1）の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- (3) お客様が上記（2）の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次の①から⑥に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- ① お客様の振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること
- ② お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること
- ③ 当社は、上記②により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該

他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと

- ④ お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること
- ⑤ 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が上記④により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること
- ⑥ お客様が次のイからハに掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと
- イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
- ロ 機構加入者
- ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限ります。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- （4）登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第25条 振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等

- (1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。
なお、当該転換により取得した信託財産については、本章によらず、当社が別に定める規定により管理することがあります。
- (2) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

第26条 振替受益権の信託財産の配当等の処理

振替受益権の信託財産に係る配当金又は分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その

他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第27条 振替受益権の信託財産に係る議決権の行使

振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第28条 振替受益権に係る議決権の行使等

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第29条 振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第30条 振替受益権の証明書の請求等

- (1) お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。
- (2) お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

第31条 総株主通知等に係る処理

(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等

の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- (2) 機構は、上記（1）の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。以下同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- (3) 機構は、発行者に対して通知した上記（2）の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- (4) 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取扱います。

第32条 お客様への連絡事項

- (1) 当社は、振替株式等について、次の①及び②の事項をお客様にお知らせします。
 - ① 最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 上記（1）の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに本社検査部にご連絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当社は、上記（2）の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記（2）に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下同じ。）に関する

- る事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第33条 振替新株予約権等の行使請求等

- (1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行なうことはできません。
- (2) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行なうことはできません。
- (3) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主権定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行なうことはできません。
- (4) 上記(1)から(3)の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機関を通じて機関が発行者にその取次ぎを行なうものとします。この場合、機関が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- (5) お客様は、上記(1)、(2)又は(3)に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行なう場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任してい

ただくものとします。

- (6) お客様は、上記(5)に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行なう場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
- (7) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社は直ちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行ないます。
- (8) お客様は、当社に対し、上記(1)の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機関が定める取次ぎ停止期間は除きます。

第34条 振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い

- (1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。
- (2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機関が定める場合には、機関が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第35条 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求

- (1) お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限りません。）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。
- (2) お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることは

できません。

第36条 振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求

- (1) お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
- (2) 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

第37条 機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意

機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第38条 当社の連帯保証義務

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の①及び②に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- ① 振替株式等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第39条 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受

けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録されている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次の①から③に掲げる事項を通知します。

- ① 銘柄名称
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）
- ③ 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録される場合、上記②の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

第40条 機構において取扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- (1) 当社は、機構において取扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第41条 緊急措置

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をできるものとします。

第42条 振替法の施行に向けた手続き等に関する同意

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（平成21年1月5日廃止。以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下同じ。）に該当するものについて、次の①から⑤に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ② 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、次のイ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱うこと
- イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は

記録に関する機構への申請

- ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
- ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取次ぐこと
- ニ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、上記イに掲げる申請を受けないこと
- ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ヘ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、本章の規定により管理すること
- ③ 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること
- ④ 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと
- ⑤ 上記①から④のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと

第43条 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意（特例上場投資信託受益権）

お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、次の①及び②に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに③から⑥に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要な手続き等（受益証券の提出等）
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、本章の規定によ

り管理すること

- ⑤ 機構が必要と認める日においては、上記①に掲げる申請を受けないこと
- ⑥ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

第44条 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意（特例受益権）

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、次の①及び②に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに③から⑥に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要な手続き等（受益証券の提出等）
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、本章の規定により管理すること
- ⑤ 機構が必要と認める日においては、上記①に掲げる申請を受けないこと
- ⑥ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

第45条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第46条 個人情報等の取扱い

- (1) お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、この約款の各規定により、機構及び振替株式等の発行者及び受託者並びに他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがあります、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
- (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座

残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、本章の定めるところにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第6章 国債振替決済取引

第1条 本章の趣旨

本章は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取扱う国債(以下「振決国債」といいます。)に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条 振替決済口座

- (1) 振決国債に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分を別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

第3条 振替決済口座の開設

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申込みいただきます。
- (2) 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。
- (3) 振替決済口座は、本章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。

第4条 振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意

振替法に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機

関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に關しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとして手続きさせていただきます。この場合、この約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第5条 振替の申請

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- (2) 上記(1)に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の①から④に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額及び増額の記載又は記録されるべき振決国債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録されるべき種別及び内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において増額の記載又は記録されるべき種別及び内訳区分
- (3) 上記(2)①の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)③の提示は必要ありません。また、上記(2)④については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」としてご提示ください。

第6条 他の口座管理機関への振替

- (1) 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。
また、当社で振決国債を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している支店又は営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ所定の振替口座依頼書によりお申込みください。

第7条 分離適格振決国債に係る元利分離申請

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることがで

きます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの

(2) 上記(1)に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の①及び②に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

① 減額の記載又は記録されるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録されるべき種別

(3) 上記(2)①の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第8条 分離元本振決国債等の元利統合申請

(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの

(2) 上記(1)に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の①及び②に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

① 増額の記載又は記録されるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録されるべき種別

(3) 上記(2)①の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第9条 みなし抹消申請

振替決済口座に記載又は記録されている振決国債が償還（分離利息振決国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振決国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わって手続きさせていただきます。

第10条 担保の設定

お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、所定の手続きによる振替処理により行います。

第11条 お客様への連絡事項

(1) 当社は、振決国債について、次の①及び②の事項をお客様にお知らせします。

① 最終償還期限

② 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

(2) 残高照合のための報告は、1年に1回（信用取引、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引のある場合は、四半期に1回以上（信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の未決済建玉がある場合は毎月）、法律の定めるところにより、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書により行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに本社検査部にご連絡ください。

(3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(4) 当社は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。

① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12条 元利金の代理受領等

振替決済口座に記載又は記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社

がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第13条 当社の連帯保証義務

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の①から③に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- ① 振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
- ② 分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第14条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第7章 一般債振替決済取引

第1条 本章の趣旨

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 振替決済口座

（1）振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として

当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- （2）振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。
- （3）当社は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

第3条 振替決済口座の開設

- （1）振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- （2）当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。
- （3）振替決済口座は、本章の定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第4条 振替の申請

- （1）お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の①から④の事項に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
 - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- （2）お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が指定する日までに、次の①から⑤に掲げる事項を所定の依頼書に記入の上、届出の印（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - ① 当該振替において減額及び増額の記載又は記録されるべき一般債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録されるのが保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において増額の記載又は記録されるのが

保有口か質権口かの別

⑤ 振替を行う日

- (3) 上記(2)①の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)③の提示は必要ありません。また、上記(2)④については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」としてご提示ください。
- (5) 当社に一般債の買取りを請求される場合、上記(1)から(4)の手続きを待たずに一般債の振替の申請があつたものとして取扱います。

第5条 他の口座管理機関への振替

- (1) 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している支店又は営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ所定の振替依頼書によりお申込みください。

第6条 担保の設定

お客様の一般債について、担保を設定される場合は、所定の手続きにより振替を行います。

第7条 抹消申請の委任

振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定期償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きさせていただきます。

第8条 元利金の代理受領等

振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定期償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第9条 お客様への連絡事項

- (1) 当社は、一般債について、次の①及び②の事項をお客様にお知らせします。
- ① 最終償還期限
② 残高照合のための報告
- (2) 上記(1)②の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに本社検査部にご連絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当社は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第10条 当社の連帯保証義務

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の①及び②に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- ① 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利金の支払いをする義務
② その他、機構において、振替法に定める超過記載又

は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第11条 同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、〔又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する一般債の金額についてそれらの顧客口に記載又は記録されるときで、〕かつ、同一銘柄についてそれらの顧客口に記載又は記録される場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次の①から③の事項を通知します。

- ① 当該銘柄
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます）
- ③ 上記②の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の金額

第12条 機構において取扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- (1) 当社は、機構において取扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わないことがあります。
- (2) 当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第13条 緊急措置

法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第14条 機構非関与銘柄の振替の申請

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

第15条 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

振替法の施行に伴い、お客様が有する有価証券のうち発行体が電子化に同意したもの（特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債等に該当するもの。以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度への移行のために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている次の①及び②に掲げる諸手続き等を

当社が代わって行うこと並びに③から⑤に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、本章の規定により管理すること

第16条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第17条 社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え

本章における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、次の①から③のとおり読み替えます。

- ① 第4条について、「利子支払期日」は「配当支払期日」と、「各社債の金額」は「各社債的受益権の金額」と読み替えます。
- ② 第8条について、「償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）」は「償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）」と、「元利金」は「償還金及び配当」と読み替えます。
- ③ 第8条、第10条及び第14条について、「利金」は「配当」と読み替えます。

第8章 短期社債等振替決済取引

第1条 本章の趣旨

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う短期社債等に係るお客様（法人のお客様に限ります。）の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、短期社債等の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 振替決済口座

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である短期社債等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の短期社債等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が短期社債等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

第3条 振替決済口座の開設

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。
- (3) 振替決済口座は、本章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第4条 振替の申請

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等について、差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が指定する日までに、次の①から⑤に掲げる事項を所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - ① 当該振替において減額及び増額の記載又は記録されるべき短期社債等の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録されるのが保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において増額の記載又は記録されるのが保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 上記（2）①の金額は、その短期社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記（2）③の提示は必要ありません。また、上記（2）

④については、「振替先口座」「お客様の振替決済口座」としてご提示ください。

- (5) 当社に短期社債等の買取りを請求される場合、上記（1）から（4）の手続きを待たずに短期社債等の振替の申請があったものとして取扱います。

第5条 他の口座管理機関への振替

- (1) 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- (2) 上記（1）において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ所定の振替依頼書によりお申込みください。

第6条 質権の設定

お客様の短期社債等について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、所定の手続きにより振替を行います。

第7条 抹消申請の委任

振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等の償還日が到来した場合には、当該短期社債等について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きさせていただきます。

第8条 償還金の受入れ等

振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第9条 お客様への連絡事項

- (1) 当社は、短期社債等について、残高照合のための報告を行います。
- (2) 上記（1）の残高照合のための報告は、短期社債等の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに本社検査部にご連絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、所在地にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- (4) 当社は、上記（2）の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記（2）に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- (5) 当社は、上記（2）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記（2）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第10条 当社の連帯保証義務

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の①及び②に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- ① 短期社債等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた短期社債等の超過分（短期社債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第11条 同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、〔又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する短期社債等の金額についてこれらの顧客口に記載又は記録されるときで、〕かつ、同一銘柄についてこれらの顧客口に記載又は記録される場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次の①から③に掲げる事項を通知します。

- ① 当該銘柄
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の金額を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）
- ③ 上記②の直近上位機関及びその上位機関（機構を除

きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の金額

第12条 機構において取扱う短期社債等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- (1) 当社は、機構において取扱う短期社債等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行なわないことがあります。
- (2) 当社は、当社における短期社債等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第13条 緊急措置

法令の定めるところにより短期社債等の振替を求められたとき又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第14条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第9章 投資信託受益権振替決済取引

第1条 本章の趣旨

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 振替決済口座

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

第3条 振替決済口座の開設

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- (2) 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。
- (3) 振替決済口座は、本章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第4条 振替の申請

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の①から⑦に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他の機構が定めるもの
 - ③ 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次のイからヘに掲げる日において振替を行うもの
 - イ 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日

へ 償還日翌営業日

- ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が指定する日までに、次の①から⑤に掲げる事項を所定の依頼書に記入の上、届出の印（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録されるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録されるのが保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において増加の記載又は記録されるのが保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 上記（2）①の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記（2）③の提示は必要ありません。また、上記（2）④については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示ください。
- (5) 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、上記（1）から（4）の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

第5条 他の口座管理機関への振替

- (1) 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替のお申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している支店又は営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 上記（1）において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ所定の振替依頼書によりお申込みください。

第6条 担保の設定

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、所定の手続きに

による振替処理により行います。

第7条 抹消申請の委任

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きさせていただきます。

第8条 償還金、解約金及び分配金の代理受領等

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第9条 お客様への連絡事項

- (1) 当社は、投資信託受益権について、次の①及び②の事項をお客様にお知らせします。
 - ① 償還期限(償還期限がある場合に限ります。)
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 上記(1)②の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに本社検査部にご連絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当社は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下同じ。)に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- (5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合

のための報告を行わないことがあります。

- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第10条 当社の連帯保証義務

機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の①及び②に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第11条 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録されている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次の①から③に掲げる事項を通知します。

- ① 銘柄名称
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)
- ③ 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録される場合、上記②の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

第12条 機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知

- (1) 当社は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第13条 緊急措置

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第14条 振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、次の①及び②に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに③及び④に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要な手続き等（受益証券の提出等）
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、本章の規定により管理すること

第15条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第10章 投資信託の累積投資取引

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との投資信託の累積投資取引に関する取決めです。本章の規定に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結し、総合口座開設時に自動で口座開設されます。

なお、当社の取次ぎによる外貨建MMFに係る当該契約は、岡三証券株式会社との間で締結されます。

第2条 投資信託の選定及び指定

お客様が、この契約により買付けることができる投資信託は、当社が選定した投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）の中からお客様が指定した投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）とします。

第3条 累積投資口座の開設

- (1) お客様が、個別に指示した金額又は指定投資信託の分配金等により指定投資信託を買付ける口座（以下「コース」といいます。）については、当社が定める方法により申込むものとします。
- (2) 指定投資信託が外国投資信託の場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座を設定している必要があります。

第4条 金銭の払込み

お客様は、指定投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をそのコースに払込むことができます。

第5条 買付

- (1) 指定投資信託の買付については、当該指定投資信託の目論見書に記載されている方法により遅滞なく行います。
- (2) 買付代金については、当該指定投資信託の目論見書記載の価額により計算した約定代金に当社が定めた率による手数料等を加えた金額とします。
- (3) 買付代金の支払日については、買付時に当社が特に指定しなかった場合、第4条もしくは当該指定投資信託の目論見書記載の受渡日までとします。

第6条 果実等の再投資

累積投資に係る指定投資信託の分配金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該コースに繰入れてお預りし、当該指定投資信託の目論見書に記載されている方法により当該指定投資信託の買付けを行います。

第7条 返還

- (1) お客様が、各コース内の投資信託の返還を請求した場合は、当該投資信託の目論見書に記載されている方法により当該投資信託を換金し、当社が定めた率による手数料等及び信託財産留保額等を差し引いたうえ、当該投資信託の目論見書記載の受渡日以降に、代金をお客様にお支払いします。
- (2) 同一の目論見書によって募集される投資信託の間の乗換えであり、それ以外の売買の場合よりも手数料率が低い又は手数料がない場合（以下「スイッチング」といいます。）の募集に充当するための換金に係る代金については、そのスイッチングによって買付けされるコースに繰入れます。
- (3) クローズド期間のある投資信託の当該期間中の返還は、その銘柄の目論見書記載の事由に該当する場合に限って請求できます。
- (4) 返還の請求を行うことができる1日当たりの数量が制限されている場合、請求の受付期間及び受付停止日等が設けられている場合があります。（当該制限等の有無及び

その内容については当該投資信託の目論見書をご覧ください)。

第8条 キャッシング（即日引出）

- (1) お客様は、第7条に基づく日本MRFの返還請求により当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の①から⑤の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。
- ① キャッシングのお申込みがあった場合、当社は、日本MRFの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日本MRFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。
- ② 上記①の返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額}$$

- ③ 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する日本MRFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、第7条の換金手続きを行います。
- ④ 上記③の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。

また、当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらい受けます。

（なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。）

$$\text{貸出金利} = \frac{\text{解約される受益権に係るキャッシング}}{\text{貸出日から当該受渡日の前日までの果実} - \text{源泉税相当額}}$$

- ⑤ 当社は上記③の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本金額（1口=1円）を下回ったときは、上記③の換金手続きに基づく金銭と上記①のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。
- (2) 上記（1）のお申し込みは、当社所定の手続きにより行うものとし、申込者にその金銭をお引渡します。

第9条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第10条 その他

当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によても対価をお支払いしません。

第11章 香川の投信積立プランの契約

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の投資信託の定期定額購入に関する契約（以下「契約」といいます。）に関する取決めです。

第2条 申込み方法

お客様は、当社所定の手続きにより申込むものとし、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。

第3条 買付銘柄の選定

お客様が、この契約によって買付ができる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下「選定投資信託」といいます。）とし、その中から1銘柄以上を指定し、第2条により申込みを行うものとします（以下、指定された投資信託を「指定投資信託」といいます。）。

第4条 買付代金の払込方法の指定

お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を次の方により払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円（つみたて投資枠対象銘柄は1千円）以上かつ1千円の整数倍の金額とします。

都市銀行等の金融機関の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの振替

振替については、当社指定の収納代行会社を経由した引落としとなります。

第5条 買付時期及び価額

- (1) 当社は、お客様からの払込金の入金を確認した場合、次の定める時期に指定投資信託の買付の申込みがあったものとして取扱います。
指定預金口座からの振替の場合、毎月6日（休業日の場合はその翌営業日）から起算して6営業日後
- (2) 上記（1）の買付価額は、各指定投資信託の目論見書に定める価額とします。
- (3) 上記（1）にかかるわらず、指定投資信託の委託者が買付の申込の受付を中止又は取消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

第6条 申込内容の変更

お客様は、所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の休止及び申込内容の変更を行うことができます。

第7条 選定投資信託の取扱い廃止

選定投資信託が次の①から③のいずれかに該当した場合、当社は当該選定投資信託の取扱を廃止することができるものとします。この場合、当社は、当該取扱いの廃止について、当該選定投資信託の買付を行っているお客様に遅滞なく通知するものとします。

- ① 選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 選定投資信託の買付口座数が当社が別に定める口座数以下となった場合
- ③ やむを得ない事情により、当社が選定投資信託の取扱を行えなくなった場合

第8条 契約の解除

第14章第1条の規定は、本章においてこれを準用します。また、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

第12章 国内外貨建債券取引

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。）をいいます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。

第2条 受渡期日

受渡期日はお客様が当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第3条 国内外貨建債券に関する権利の処理

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の①から⑤に定めるところによります。

- ① 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。ただし、「第4章 有価証券の保護預り取引」又は「第7章 一般債権替決済取引」に基づいて当社に保管、記載又は記録している有価証券の利子等の受取方法についての特約には、この国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利子又は償還金から控除する等の方法によりお客様から徴収します。
- ② 国内外貨建債券に関し新株引受権（新株引受権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却

处分のうえ、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。

- ③ 転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④ 国内外貨建債券に関し、上記②及び③以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ⑤ 債権者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議申立てを行いません。

第4条 諸料金等

お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第5条 外貨の受払い等

国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第6条 金銭の授受

- ① 国内外貨建債券の取引に関して行うお客様と当社との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
- ② 上記①の換算日は、売買代金については約定日、第3条①から④に定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第7条 諸報告書等

当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あて交付する諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取扱うことができるものとします。

第8条 免責事項等

第14章第4条及び第5条の規定は、本章においてこれを準用します。

第13章 振込先指定方式の利用

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様が当社との間で行う振込先指定方式の取扱いに関する取決めです。

振込先指定方式とは、お客様の当社における口座内のすべ

第14章 雜 則

ての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様のあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。

第2条 指定預金口座の取扱い

- (1) 指定預金口座は当社の口座名義と同一としていただきます。
- (2) すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。
- (3) 上記(2)にかかわらず、利金（最終金利を除きます）及び分配金（以下「利金等」といいます。）について所定の書面で振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前の指定による口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。

第3条 指定預金口座の確認

当社は第2条により預貯金口座の変更があったときは、すみやかに「金銭振込先等のご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。万一、記載内容に相違あるときは、すみやかに当社にお申出ください。

第4条 指定預金口座の変更

- (1) 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の手続きにより届出いただきます。
- (2) 変更申込み受付後の取扱いは第2条に準じて行うものとします。

第5条 金銭の受渡精算方法の指示

- (1) 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は、お客様口座番号等により、お客様ご自身からの指示であることを確認することができます。
- (2) 利金等については、あらかじめ振込みのご指示のある場合には、上記(1)のご指示をいたしかばに指定預金口座に振込みます。

第6条 受入書類等

第5条に基づき振込みする場合には、その都度の受領書の受入れは不要とします。

第7条 手数料

振込みに係る手数料は所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。

第1条 契約の解除

- (1) 第1章第2条(1)の契約は、次の①から⑨の場合に解約されます。
 - ① お客様から解約のお申出があった場合
 - ② 口座残高がなくなってから、当社の定める一定期間が経過した場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）
 - ③ お客様がこの約款に違反した場合
 - ④ お客様が口座開設申込時（平成22年12月31日までの口座開設を除きます。）に行った確約に関する虚偽の申告を行ったことが認められ、当社が解約を申出た場合
 - ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合
 - ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出た場合
 - ⑦ お客様が当社との取引等に関する脅迫的な言動又は暴力を用いた場合、その他これに類するやむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合
 - ⑧ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出た場合
 - ⑨ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合
- (2) 上記(1)により第1章第2条(1)の各契約が解約されたときは、第1章第3条(3)の契約も解約されるものとします。
- (3) 第1章第3条(3)の各契約は、次の①及び②の場合に解約されます。
 - ① お客様から解約のお申出があった場合
 - ② お客様が第1章第3条(3)の各契約の条項の一に違反し、当社が当該契約の解除を通告した場合
- (4) 第1章第2条(1)⑦又は⑧の契約は、次の①から③の場合に解約されます。
 - ① 当社がお客様と契約を締結した累積投資業務を営むことができなくなった場合
 - ② お客様が当社と契約を締結した累積投資について、投資信託受益権が償還された場合
 - ③ お客様が当社と契約を締結した累積投資について、一定期間、払込金がない場合
- (5) 上記(1)から(4)に基づく解約に際して、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式、振決国債、一般債、短期社債等、投資信託受益権及び振替上場投資信託受益権は、すみやかに他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へ振替を行っていただきます。なお、当該他の口座管理機関への振替が困難な場合は、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行

います。

- (6) 当社との取引を取りやめる場合には、所定の書面を当社にご提出ください。

第2条 届出事項の変更等

- (1) お届出事項に変更が生じた場合は、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の手続きにより届け出ていただきます。この場合、「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- (2) 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑を押なつしてご提出ください。
- (3) 上記(2)により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。
- (4) 上記(1)から(3)によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければお預り証券の返還又は金銭の返還のご請求等には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の氏名又は名称・住所・印影・共通番号等をもって届出の氏名又は名称・住所・印鑑・共通番号等とします。

第3条 後見開始等の届出

- (1) 家庭裁判所により、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任がなされたときは、直ちにその旨を所定の方法によりお届出ください。
- (2) すでに後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けている場合又は任意後見監督人の選任がなされている場合においても、上記(1)と同様にお届出ください。

第4条 免責事項

次の①から⑩に掲げる損害について、当社はその責を負いません。

- ① 所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえで、次のイ及びロの事項により生じた損害
イ お預りした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害
ロ 第5章に規定する振替株式及び上場投資信託受益権、第6章に規定する振決国債、第7章に規定する一般債、第8章に規定する短期社債等及び第9章に規定する投資信託受益権に係る「振替」及び「抹消」並びに「元金、利子、償還金、分配金等の支払い」等を行わなかったことにより生じた損害
- ② 所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違するため、次のイ及びロの事項により生じた損害

イ お預りした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害

- ロ 第5章に規定する振替株式及び上場投資信託受益権、第6章に規定する振決国債、第7章に規定する一般債、第8章に規定する短期社債等及び第9章に規定する投資信託受益権に係る「振替」及び「抹消」並びに「元金、利子、償還金、分配金等の支払い」等を行わなかったことにより生じた損害
- ③ 当社が第13章第5条により金銭を指定預金口座へ振り込んだ後に発生した損害
- ④ 第1条の規定による解約により生じた損害
- ⑤ 第2条及び第3条の規定による届出が無いか又は届出が遅延したことにより生じた損害
- ⑥ お預り当初から、預り有価証券について瑕疵又はその原因となる事実があつたことにより生じた損害
- ⑦ 第4章第8条(1)のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつき、ご依頼がなかったことにより生じた損害
- ⑧ 天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく次のイ及びロの事項により生じた損害
イ 有価証券の買付け、お預りした有価証券又は金銭の返還が遅延したことにより生じた損害
- ロ 第5章に規定する振替株式及び上場投資信託受益権、第6章に規定する振決国債、第7章に規定する一般債、第8章に規定する短期社債等及び第9章に規定する投資信託受益権に係る「振替」及び「抹消」並びに「元金、利子、償還金、分配金等の支払い」等が遅延したことにより生じた損害
- ⑨ 第5章第41条、第7章第13条、第8章第13条及び第9章第13条の事項により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑩ 電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰すことができない事由により生じた損害

第5条 お客様が債務を履行されない場合の取扱い

- (1) 国内の金融商品取引所の開設する金融商品市場における有価証券の売買等の取引に関して、お客様が当社の定める时限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は該当する金融商品取引所の受託契約準則に基づき、任意に当該売買等の取引を決済するために、お客様の計算において反対売買の措置をとることができます。
- (2) 上記(1)の取引以外の非上場債券、非上場投資信託等の取引に関して、お客様が当社の定める时限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は任意に当該売買等を解除する措置又はお客様の計算において反対売買の措置をとができるものです。
- (3) 当社は、上記(1)及び(2)の反対売買又は売買等の解除により当社が損害を被った場合又はその他にお客

様が履行されない債務がある場合、お客様が当社に預託する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償や債務の返済に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払をお客様に対し請求できるものとします。なお、お客様が当社に預託する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害や債務の返済に充当を行う日の当社が定める為替レートにより円貨に換えて充当できるものとし、充当が必要な通貨が円貨以外の場合も同様とします。

- (4) お客様が上記(1)から(3)に該当している場合には、当社はお客様からの新たなご注文に応じないときがあります。

第6条 個人情報等の取扱

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することができますが、この約款の定めるところにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることにつ

いてご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第7条 この約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第8条 その他

この約款による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は当社本・支店又は営業所の店頭に備え置いてお客様にお知らせいたします。

以上

外 国 証 券 取 引 口 座 約 款

第1章 総 則

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と香川証券株式会社（以下「当社」という。）との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2. 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条 外国証券取引口座による処理

申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

第3条 遵守すべき事項

申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

第4条 外国証券の混合寄託等

申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3. 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適當と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4. 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2 寄託証券に係る共有権等

当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2. 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳したときに移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録したときに移転します。

第5条 寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付

申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において

売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。

2. 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条 上場廃止の場合の措置

寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2. 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取扱います。

第7条 配当等の処理

寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があつたものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものと

し、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては1証券）、カバードワラントにあっては1カバードワラント、外国株預託証券にあっては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の期限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2. 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の手続きにより当社に指示するものとします。

3. 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。

4. 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等

により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

5. 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

6. 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

7. 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

第8条 新株予約権等その他の権利の処理

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当られる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却处分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の

引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却处分します。

(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

(4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。

(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。

(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条 払込代金等の未払い時の措置

申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条 議決権の行使

寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含

む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行いません。

2. 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権行使することができ認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第10条の2 外国株預託証券に係る議決権の行使

外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行いません。

2. 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権行使することができ認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第11条 株主総会の書類等の送付等

寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受

益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所にて送付します。

2. 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条 売買注文の執行地及び執行方法の指示

申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

第13条 注文の執行及び処理

申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

第14条 受渡日等

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第15条 外国証券の保管、権利及び名義

当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保

- 管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
 - (3) 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
 - (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
 - (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
 - (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録したときに、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
 - (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
 - (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
 - (9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
 - (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消とともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第16条 選別基準に適合しなくなった場合の処理

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第17条 外国証券に関する権利の処理

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理につい

ては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- (7) 第1号に定める果実に対し、我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条 諸通知

当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
2. 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、

特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条 発行者からの諸通知等

発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2. 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

第20条 諸料金等

取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
 - (2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。
2. 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

第21条 外貨の受払い等

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条 金銭の授受

本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2. 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4章 雜 則

第23条 取引残高報告書の交付

申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものと

します。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

3. 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することができます。

第24条 共通番号の届出

申込者は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

第24条の2 届出事項

申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び共通番号等を当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。

第25条 届出事項の変更届出

申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

第26条 届出がない場合等の免責

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条 通知の効力

申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第28条 口座管理料

申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第29条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
- (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- (3) 申込者が口座開設申込時（平成22年12月31日までの口座開設を除きます。）に行った確約に関して虚偽の申告を行ったことが認められ、当社が解約を申出たとき
- (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
- (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- (6) 申込者が当社との取引等に関して脅迫的な言動又は暴力を用いた場合、その他これに類するやむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- (7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

2. 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第30条 申込者が債務を履行されない場合の取扱い

申込者が債務を履行されない場合は、次の各号に定めるところにより、取扱いものとします。

- (1) 国内の金融商品取引所の開設する金融商品市場における有価証券の売買等の取引に関して、お客様が当社の定める时限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は該当する金融商品取引所の受託契約準則に基づき、任意に当該売買等の取引を決済するために、お客様の計算において反対売買の措置をとることができるものとします。
- (2) 上記（1）の取引以外の非上場債券、非上場投資信託等の取引に関して、お客様が当社の定める时限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は任意に当該売買等を解除する措置又はお客様の計算において反対売買の措置をとができるものとします。
- (3) 当社は、上記（1）及び（2）の反対売買又は売買等の解除により当社が損害を被った場合又はその他にお客様が履行されない債務がある場合、お客様が当社に預託する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償や債務の返済に充当し、なお不足があるときは、その不足額の

支払をお客様に対し請求できるものとします。なお、お客様が当社に預託する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害や債務の返済に充当を行う日の当社が定める為替レートにより円貨に換えて充当できるものとし、充当が必要な通貨が円貨以外の場合も同様とします。

- (4) お客様が上記（1）から（3）に該当している場合には、当社はお客様からの新たなご注文に応じないときがあります。

第31条 免責事項

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第32条 準拠法及び合意管轄

外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2. 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第33条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第34条 個人データの第三者提供に関する同意

申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減

税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合

当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

- (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合

当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

- (3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合

当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関

- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

2. 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込書の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)

以上

外国証券に係る企業内容等の開示について

当社で取扱う外国証券については、一部を除き、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、ご留意ください。

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が香川証券株式会社（以下「当社」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法に定める特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。

2 お客様と当社の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがある場合を除き、香川の証券総合取引約款等その他の当社が定める契約条項及び、租税特別措置法その他法令によるものといたします。

第2条 特定口座開設届出書等の提出

お客様が特定口座の開設をしようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が個人番号を有しない場合又は同条第5項に規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。

2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

3 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条 特定保管勘定における保管の委託等

当社は、上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。

第4条 特定信用取引勘定における処理

当社は、信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。

第5条 所得金額の計算

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

第6条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に当社への買付の委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。）により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等。
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、お客様が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受入れる上場株式等。
- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）又は同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等。
- ④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等。
- ⑤ お客様が贈与、相続（限定承認に係るもの）を除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るもの）を除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者

口座を除きます。)に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等。

⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、当該特定口座内保管上場株式等を基団とし、保管の委託等をする方法で行われるもの等、法令の定めにより特定口座への受入れが認められているもの。

(イ) 株式、受益権の分割又は併合

(ロ) 株式、新株予約権、新投資口予約権の無償割当により取得する上場株式等

(ハ) 法人の合併、投資信託の併合

(ニ) 法人の分割

(ホ) 法人の株式分配

(ヘ) 株式の交換等

(ト) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使等

⑦ 特定口座以外の口座で管理されていた株式等について、次に掲げる事由により取得した上場株式等であり、特定口座への受入れに係る取得価額の確認を行うことができるもの

(イ) 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等

(ロ) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴い保険契約者に割当てられた株式

(ハ) 金融商品取引所等に上場する日前から所有していた株式等

⑧ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

2 当社は、お客様の特定信用取引勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引に関する事項のみを処理いたします。

第7条 譲渡の方法

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第8条 源泉徴収

当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合であっても、源泉徴収は円貨で行います。

第9条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する

取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第10条 特定口座内保管上場株式等の移管

当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)②に規定するお客様の特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項に定めるところにより行います。

第11条 相続又は遺贈による特定口座への受入れ

当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)⑤又は⑧に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第22号、第25号及び第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第22号、第25号又は第26号及び同条第15項から17項まで若しくは同条第19項から第21項までに定めるところにより行います。

第12条 年間取引報告書の送付

当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

3 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

4 当社は、お客様が開設した特定口座において、その年に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

第13条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除され、当該解約に伴い、お客様の特定口座は廃止されます。

① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

② お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非住居者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき

③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

- ④ お客様が「香川の証券総合取引約款」第14章第1条
(契約の解除) (1) に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき

第14条 特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第15条 合意管轄

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6 第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に保管の委託等がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの。
 - ② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの。
 - ③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの。
 - ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの。
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

お客様が租税特別措置法第37条の11の6 第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6 第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6 第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収

等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6 第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条 所得金額等の計算

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6 第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき。
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされたとき。
- ③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。

第7条 合意管轄

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第8条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

特定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書

お客様が当社に開設された特定口座における特定口座内保管上場株式等の取扱いにつき、次に掲げる事項についてまして、御理解いただきますようお願いいたします。

1. 当社は、税法上の規定に基づき、お客様が当社に開設された特定口座における譲渡損益及び源泉徴収税額の計算等並びに年間取引報告書の作成等を適正に行う義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することができないよう努めなければなりません。
2. お客様がやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を引き出す場合には、上記1の観点から、予め当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」に次に掲げる引出し事由をご記入の上、提出いただく必要があります。
 - (1) 特定口座内保管上場株式等を当社又は第三者に対する担保として利用する場合
 - (2) 特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合
 - (3) 特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡（他社の一般口座に移管して譲渡する場合に限る。）をする場合
 - (4) 特定口座内保管上場株式等を信託する場合
 - (5) 特定口座内保管上場株式等を当社又は第三者に貸付ける場合（租税特別措置法施行令第25条の10の2 第15項第16号の貸付契約に該当する場合を除く。）
 - (6) その他やむを得ない事由がある場合

なお、特定口座内保管上場株式等を他の証券会社の特定口座へ移管する場合、贈与、相続又は遺贈により他の特定口座へ移管する場合、特定口座を廃止する場合又は当社の一般口座にお引き出しされた後、速やかに売却注文を行う場合には、上記2の「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」の提出は不要です。

以上

特定管理口座約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 特定管理口座の開設

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当っては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条 特定管理口座における保管の委託等

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条 謙渡の方法

特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の謙渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。

3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を謙渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条 特定管理株式等の謙渡、払出しに関する通知

特定管理口座において特定管理株式等の謙渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該謙渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条 特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社に

ついて清算結了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様から特定管理口座の廃止の申出があった場合。ただし、この場合、特定口座廃止届出書をご提出のうえ、特定口座についても合わせて閉鎖いただくこととします。
- ② お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき。
- ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があつたものとみなされたとき。
- ④ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、謙渡、払出し又は価値喪失があつたときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条 合意管轄

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

特定非課税累積投資に関する約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、香川証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「香川の証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 非課税口座開設届出書等の提出等

お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基になった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日ま

での間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合

非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出ください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第3条 特定累積投資勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出

された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2 特定非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の1の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条 特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理

特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条 特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第3条の1第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等

をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

第5条の2 特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないものの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘

柄として指定されているもの

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの

第6条 譲渡の方法

特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れられた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しが

があった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れられた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類に
お客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載
して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類
に記載した氏名及び住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日
における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし
書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確
認期間の終了日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特
定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入
れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項
各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認で
きた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係
る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その
該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第9条 非課税口座の開設について

当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受け
た場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投
資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします
が、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非
課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様
からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこ
といたします。

2 2028年1月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開
設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃
止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当
社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積
投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投
資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします
が、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定
累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供が
あった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注
文等を受け付けないことといたします。

第10条 特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について

当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受け
た場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投
資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします
が、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上
場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないこととしま
す。

第11条 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特 定口座への払出について

お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有
する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当
該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定
累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定
口座に移管する必要があります。

第12条 非課税口座開設後に重複口座であることが判明し た場合の取扱い

お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、
当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が
重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措
置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しない
こととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行つ
ていた取引については、その開設のときから一般口座での取
引として取り扱わせていただきます。その後、当社において
速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

第13条 非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法

お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において
振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされて
いる上場株式等について支払いを受ける配当等のうち、上場
株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF
(上場証券投資信託)、上場REIT（不動産投資信託）及び上
場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる
配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非
課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について
「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金
等を受領する必要があります。

第14条 非課税口座取引である旨の明示

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得
をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が
行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税
口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行
う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行
っていただく必要があります。

なお、お客様から特に申出がない場合は、特定口座又は
一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による
取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘
柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で
保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示
を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場
株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡する
こととさせていただきます。

第15条 契約の解除

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契
約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定め
る「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める
「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起

算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに
租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税
口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合

租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課
税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた
日（5年経過する日の属する年の12月31日）

- ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める
「出国届出書」の提出があった場合

出国日

- ④ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を
有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非
課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除きま
す。）

租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課
税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた
日（出国日）

- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与を
した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）
の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13
の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出

があった場合

当該非課税口座開設者が死亡した日

第16条 合意管轄

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、
当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当
社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第17条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要
が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定され
ることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並
びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店
頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知し
ます。

附則

この約款は、2024年7月1日より適用させていただきます。

以上

香川のネットdeらくだ取扱約款

第1条 約款の趣旨

この約款はお客様と香川証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのインターネット等を利用する当社が提供するサービス（「オンライン照会サービス（名称ネットdeらくだ）」以下「本サービス」といいます。）の取扱いを定め、もって権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 本サービスの内容

お客様は、本サービスの内容を理解した上で、本サービスを利用して、当社が定める範囲内で照会等を行うことができます。

第3条 本サービスのご利用

お客様は当社所定の方法でお申込みいただき、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。

2. 本サービスをご利用いただけるお客様は、次の各号すべてに該当する日本国内に居住する個人および国内法人に限られさせていただきます。なお、法人のお客様のご利用にあたってはその利用者を届け出でいただきます。

- (1) 保護預り口座や振替決済口座など証券取引等を行うために必要な口座をご開設いただいていること（個人のお客様は証券総合口座をご開設いただいていること）
 - (2) メールアドレスをご登録いただくこと
 - (3) 受渡代金の決済等に振込先のお届け出があること
 - (4) 通信の方法、通信機器等が当社の定めるものであること
 - (5) 「電子交付閲覧サービス」のお申込みがあること
3. 本サービスは第1項および第2項の手続き終了後ご利用いただけます。
4. 通信機器およびこれに付随する諸費用はお客様のご負担となります。

第4条 法令等の遵守

お客様は、本サービスをご利用いただくにあたり、本約款によるほか、諸法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所等の諸規則を遵守するものとします。

第5条 パスワードの使用

本サービスは予め設定されたパスワードの一致をもって、ご利用いただけるものとします。

2. お客様が本サービスをご利用するにあたり、予めお届出いただいている住所宛に仮パスワードを簡易書留により送付します。

第6条 パスワードの管理

パスワードは、お客様ご自身の責任において、厳重な管理が必要となります。

2. お客様が、パスワードを失念、または規定回数以上の誤入力が行われた場合、一時的にご利用できなくなります。ご利用の再開には当社所定の手続きにより、原則、お届け頂いている住所宛に仮パスワードを簡易書留により送付します。また、当社は、お客様のお取引の安全を確保するため、電話等でのパスワードの問合せにはお答えしないこととします。

第7条 ご利用時間

本サービスをご利用いただける時間は、当社が別途定める時間の範囲内とします。

第8条 取引の種類

本サービスをご利用いただける取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

第9条 本サービスのご利用料金

本サービスのご利用については、所定の料金を申し受けることがあります。

第10条 サービス内容の変更

当社はお客様に通知することなく、本サービスで提供するサービス内容およびその他のソフトウェアのバージョンを変更することがあります。また、それにより生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第11条 本サービスの解約

次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものといたします。

- (1) お客様が当社所定の方法により、本サービスの解約、または保護預り口座や振替決済口座などを解約し、当社との証券取引等を終了する旨を申し出られた場合
- (2) お客様の契約内容が第3条第2項のいずれかに該当しなくなった場合、また口座開設後に非居住者となった場合
- (3) 本約款に違反した場合、もしくはその恐れがあると当社が判断した場合等、当社がお客様に本サービスの解約を申し出た場合
- (4) お客様が本サービスにかかる届出事項等について、虚偽の届出を行ったことが判明した場合
- (5) 一定期間、本サービスをご利用いただいていない場合
- (6) その他、お客様が本サービスをご利用いただくことが適当ないと当社が判断し、お客様に本サービスの解約を申し出た場合
- (7) 全てのお客様に対し、サービスの提供を終了した場合
この場合は本サービス終了の1ヵ月前までに、書面等によりお客様に通知いたします。

第12条 届出事項の変更

本サービスのご利用に係る申込内容に変更が生じた場合は、当社所定の方法にて、お取扱店等へ速やかにお届け出いただくものとします。なお、お届出がない場合には、予めお客様に通知することなく、契約を解除させていただく場合があります。

第13条 免責事項

当社は次に掲げる場合に生じた損害についてはその責を負いません。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピューター（ハードウェア、ソフトウェア）等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合に生じた損害
- (2) 本サービスで提供する内容につき、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その誤謬、欠陥、遅延、中断等がある場合に生じた損害
また、通信機器、通信回線、コンピューター等の障害によって生じた本サービスの伝達遅延およびその誤謬、欠陥、遅延、中断等がある場合に生じた損害
- (3) 当社が定める以外の通信方法、通信機器等を使用して本サービスを利用したことにより生じた損害
- (4) 解約および変更事項のお届け出前に生じた損害
- (5) 通信回線の傍受等により生じた損害
- (6) 本サービス利用により、お客様が本サービス利用のために使用したコンピューター等のハードウェア・ソフトウェアに何らかの影響・障害が発生したために生じた損害

- (7) 本サービスに関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解または理解が不十分であることを理由とするもの
- (8) 本サービスの提供を終了することにより生じた損害
- (9) その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第14条 香川の証券総合取引約款等の適用

本約款に定めがないときは、「香川の証券総合取引約款」等によるものとします。

第15条 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第16条 合意管轄

お客様と当社との本約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものといたします。

以上

電子交付閲覧サービスに関する約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、香川証券株式会社（以下「当社」といいます。）が第2条で規定する書面（以下「対象書面」といいます）の交付等に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を、電子情報処理組織（お客様の使用に係るコンピューター等と当社の使用に係るコンピューター等とを電気通信回線等で接続した情報処理システムをいいます。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、お客様に提供するサービス（お客様から電磁的方法により受入れる場合を含みます。以下「電子交付閲覧サービス」といいます。）について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 対象書面

「電子交付閲覧サービス」の対象書面は、以下の①及び②の書面とします。

なお、対象書面の選定及び廃止については、当社ホームページへの掲載によりお客様にお知らせします。

- ① 法令・諸規則等により、お客様に交付等を行う書面（目論見書等（当社が記載事項について説明を行う書面）を含みます。以下「法定交付書面」といいます。）について、法令、諸規則等により、「電子交付閲覧サービス」による提供が認められている書面の中から当社が選定した書面
- ② 法定交付書面以外について、当社が選定した書面

第3条 お申込方法

お客様が「電子交付閲覧サービス」を申込む場合は、この約款の内容を承諾のうえ、当社所定の手続きにより申込むものとします。「電子交付閲覧サービス」に関する契約は、当社がお客様の当該お申込を承諾したときに成立するものとします。

なお、お客様は、この約款第2条に基づく対象書面について、「電子交付閲覧サービス」を包括的に申込むものとします。

第4条 対象書面の交付

「電子交付閲覧サービス」による対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト（パスワード等の入力後に表示されるお客様の専用ページ。以下「お客様ファイル」といいます。）内に、PDF形式により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。

当社は、対象書面をお客様ファイルに新たに掲載した場合は、「電子交付閲覧サービス」に登録されているお客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を通知するものとします。

また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフト（※）を使用するものとします。対象書面は、お客様ファイルに掲載した日から5年間（法定交付書面のみ）、閲覧及びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による交付は停止します。ただし、当社が必要と判断した場合及びお客様が紙媒体による交付を希望する場合は、紙媒体による交付を行うものとします。

（※「電子交付閲覧サービス」の画面上からダウンロードが可能です。）

第5条 対象書面の受入れ

「電子交付閲覧サービス」による対象書面の受入れは、お客様の同意等に関する記載事項を掲載する場合において、お客様が当該書面に係るお客様の同意等に関する記載事項をお客様ファイルへ記録することにより、紙媒体による書面の受入れに代えるものとします。

第6条 「電子交付閲覧サービス」の変更

当社は、あらかじめ当社ホームページ等により変更内容を通知した場合は、「電子交付閲覧サービス」による対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。

第7条 「電子交付閲覧サービス」の停止

当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、電子情報処理組織の緊急点検の必要性又はその他の合理的な理由に基づき、「電子交付閲覧サービス」の全部又は一部のサービスを停止することができます。

第8条 対象書面の郵送等による交付

法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合、対象書面（既に掲載済みの対象書面を含みます。）を郵送等により交付することができます。

また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に「電子交付閲覧サービス」による提供は行いません。

第9条 届出事項の変更

お客様は、「電子交付閲覧サービス」のメールアドレス等のお届出事項に変更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更内容について、速やかに当社に届け出るものとします。

第10条 確認事項

- (1) 「電子交付閲覧サービス」により交付された対象書面について、紙媒体による交付を行う場合には別途手数

料をいただく場合があります。

- (2) 「電子交付閲覧サービス」のパスワード等を失念、または規定回数以上の誤入力が行われた場合、一時的に利用ができなくなります。利用の再開には、当社予定の手続きを行っていただいた後、当社にてパスワードの再設定等を行います。

第11条 契約の解除

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、「電子交付閲覧サービス」の契約は解除されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の方法により「電子交付閲覧サービス」の利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合、本サービスの利用は終了します。なお、本サービスの終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することができます（お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存等を行ってください）。
- (2) お客様が保護預り口座や振替決済口座などを解約し、当社との証券取引等を終了する場合、上記（1）と同様に本サービスは終了します。なお、本サービスの終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することができます（お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存等を行ってください）。
- (3) 次に掲げるいずれかの事由により、当社が「電子交付閲覧サービス」の契約解除を申し出た場合、お客様ファイルに掲載している対象書面について、紙媒体等による交付を行い、対象書面の掲載を中止する場合があります。
- ① お客様が当社への届出事項等につき、虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
 - ② お客様がこの約款に違反した場合。
 - ③ お客様が「電子交付閲覧サービス」による閲覧等を行えない状況にあると当社が判断した場合
 - ④ お客様の「電子交付閲覧サービス」のご利用が不適であると当社が判断した場合
 - ⑤ 当社の都合等により、「電子交付閲覧サービス」の

提供を終了する場合

- ⑥ その他、やむを得ない事由がある場合

第12条 免責事項

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害について、免責されるものとします。

- ① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵及びこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、「電子交付閲覧サービス」を利用できなくなったことにより生じた損害
- ② 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、「電子交付閲覧サービス」の提供が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ③ 第6条に基づく変更により生じた損害
- ④ 第7条に基づく停止により生じた損害
- ⑤ 第8条に基づく郵送等による交付により生じた損害
- ⑥ 第9条に基づく変更の遅延等により生じた損害
- ⑦ お客様がパスワード等の管理を怠ったことに起因するお客様ファイル内容の漏洩等により生じた損害
- ⑧ 「電子交付閲覧サービス」により提供した対象書面の内容について、お客様の誤認、未確認等により生じた損害

第13条 準拠法・合意管轄

この約款に関する準拠法令は日本国内法とします。お客様と当社との「電子交付閲覧サービス」に関する訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第14条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

